

別居児童用

令和6年度北谷町物価高騰支援給付金(子ども加算給付)申請書(請求書)

申請期限:令和7年5月30日(金)必着

北谷町長宛

裏面の【5. 誓約・同意事項】のすべての内容に誓約・同意の上、申請します。(裏面要確認)

1. 申請・請求者(世帯主)

記入日:令和7年 月 日

フリガナ 氏名	生年月日	現住所
	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

2. 別居児童について

※平成18年4月2日～令和7年7月31日までに出生した児童をご記入ください。

※兄弟等すでに受給済の子ども加算給付金にかかる児童は記入しないでください。

	フリガナ 氏名	世帯主との 続柄	生年月日
1			平成・令和 年 月 日
2			平成・令和 年 月 日
3			平成・令和 年 月 日

3. 申請額(請求額) 子ども1人あたり2万円支給します。上記に記入した子どもの数と金額をご記入ください。

子どもの数	人	× 20,000 円 =	申請額(請求額)	円
-------	---	--------------	----------	---

4. 支給口座

令和6年度物価高騰支援給付金(非課税世帯への給付・子ども加算給付)を受給した口座への振込となります。すでに口座を解約した場合等、別の口座への振込を希望する場合はご連絡ください。

裏面も必ずご確認ください。

5. 誓約・同意事項

以下のすべての誓約事項について確認し、誓約および同意します。

- ① 令和 6 年度北谷町物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯への給付・子ども加算給付)(以下「令和 6 年度北谷町物価高騰支援給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。

イ 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。

ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に北谷町又は他市町村において表面に記載の児童にかかる同趣旨の給付金の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主もしくは世帯員であった者のみで構成されている世帯ではありません。
- ④ 令和6年度北谷町物価高騰支援給付金の支給要件の該当性等を審査するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
- ⑤ 町が必要な情報を公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ 審査及び振込までに約4～5週間かかることを了承のうえ、審査の結果支給要件に該当しないことが明らかとなった場合は令和6年度北谷町物価高騰支援給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 表面に記載の子ども加算を申請する児童について、全員扶養しています。(生計を同一にしています。)
- ⑧ この申請書は、町において支給決定をした後は、令和 6 年度北谷町物価高騰支援給付金の請求書として取り扱います。
- ⑨ 町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和 7 年5月30日までに、町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、令和 6 年度北谷町物価高騰支援給付金が支給されないことに同意します。
- ⑩ 令和 6 年度北谷町物価高騰支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、令和 6 年度北谷町物価高騰支援給付金を返還します。

6. 代理申請・受給を行う場合 代理人が申請または受給する場合のみご記入ください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所・連絡先		
			昭和・平成 年 月 日	〒 電話番号 ()		
上記の者を代理人と認め、本給付金の		☐ 確認・請求 ☐ 受給 ☐ 確認・請求及び受給		を委任します。	対象世帯の世帯主氏名	署名(または記名押印) 印

7. 添付書類

- ☐ 別居監護申立書
- ☐ 住民票謄本・・・児童が町外に居住している場合のみ
- ☐ 代理人の身分証の写し・・・代理人が申請・受給をおこなう場合のみ

北谷町給付金コールセンター
☎050-3354-9155
平日 9:00～17:00
(土日祝日を除く。)